

○令和 8 年度法人市民税のしおり

法人市民税

1. 法人市民税の納税義務者	P35
2. 法人市民税の税額の計算	P36
◆均等割	P36
◆法人税割	P37
3. 法人市民税の申告と納付	P38
4. 設立と異動	P39
5. eLTAX(エルタックス)による電子申告・届出について	P39
6. 市・県民税Q & A	P40

法人市民税

法人市民税は、法人の各事業年度中※に、事務所または事業所があった市で課税されます。税額は法人の資本金等の額によって決まる**均等割額**と、国税の法人税により算出される**法人税割額**との合計額です。

※事業年度とは…？

法人の業績や財務状況を把握するため、会計上 1 年以内の期間で区切られた期間のことです。通常は 1 年間で設定され、この期間中の法人の収入と支出を集計し「決算」を行います。個人事業主の事業年度は 1 月 1 日～12 月 31 日と定められていますが、法人の事業年度は任意の期間（例：4 月 1 日～3 月 31 日、9 月 1 日～8 月 31 日 など）で法人の定款により定めることができます。

1. 法人市民税の納税義務者

法人等の種類により、○印の税額について課税されます。

納税義務者	法人税割	均等割
市内に事務所、事業所を有する法人	○	○
市内に寮等を有する法人で、 市内に事務所、事業所を有しないもの	—	○
市内に事業所、事業所又は寮等を有する法人で社団・財団で 代表者または管理人の定めがあり、収益事業を行うもの	○	○
市内に事業所、事業所又は寮等を有する法人で社団・財団で 代表者または管理人の定めがあり、収益事業を行わないもの	—	○

※事務所、事業所とは…？

法人市民税が課税される事務所、事業所とは、その所有形態や登記の有無にかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であり、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

事業が行われていると認められるためには、その場所における事業にある程度の継続性が必要であることから、一時的な必要性で設けられた仮事務所や建設現場事務者や詰め所などその設置期間が数ヶ月のものについては課税対象の事務所、事業所とはみなされません。

2. 法人市民税の税額の計算

$$\text{法人市民税} = \text{(1)均等割} + \text{(2)法人税割}$$

(1)均等割

法人の資本金等の額と市内にある事務所または事業所等の従業員数に応じて求めます。

※国税の「法人税」が課税されない場合(課税所得が0またはマイナスである場合)においても、事務所または事業所等を有する場合は、法人市民税均等割は納めていただく必要があります。

均等割の額

資本金等 従業員数	50億円超	10億円超～ 50億円以下	1億円超～ 10億円以下	1千万円超～ 1億円以下	1千万円以下	左記の法人 以外の法人
50人超	3,600,000円	2,100,000円	480,000円	180,000円	144,000円	60,000円
50人以下	492,000円	492,000円	192,000円	156,000円	60,000円	

※資本金等の額および従業員数は、その法人の事業年度の末日で判断します。

$$\text{均等割額} = \text{均等割 (上表より)} \times \frac{\text{事務所、事業所を有していた月数}}{12}$$

◆均等割における『従業員数』について

均等割における従業員数とは、その法人等から俸給・給料・賃金・手当・賞与やその他これらの性質を有する給与の支払を受ける者の数です。

- (1) 寮等の従業者数を含む
- (2) 従業者数に著しい変動がある場合の判定の特例が適用されない。
- (3) アルバイト等（パートタイマー、日雇い者を含む）の数については、事務所ごとに課税票中の算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間を170で除して得た数値の合計額を選択することも可能

※法人税割の従業員数【⇒p4】の計算とは異なります。

◆均等割における『資本金等の額』について

資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として地方税法施行令に定める金額、ただし、資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合計額または出資金の額に満たない場合は、「資本金の額及び資本準備金の額の合計」または「出資金の額」となります。

(2)法人税割

法人の課税所得に応じて負担し、その基礎となる課税標準額は国税である法人税額をもとに計算します。

○事務所、事業所が鳥栖市内のみの場合

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額 (国税)} \times \text{税率 (8.4\%)}$$

※平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに始まる事業年度の税率は 12.1%を適用

○事務所、事業所が鳥栖市外にもある場合

鳥栖市外にも事務所または事業所等がある法人の場合は、下記の計算式により従業員数の割合で按分して法人税割額を算出します。

$$\text{法人税割額} = \frac{\text{法人税額}}{\text{全従業員の数}} \times \text{鳥栖市内の従業者数} \times \text{税率 (8.4\%)}$$

◆法人税割の端数処理について

課税標準額となる法人税額に 1,000 円未満の端数がある場合は、全額を切り捨てます。

2 つ以上の地方団体に事務所等を有する場合は、従業員数で按分した後の課税標準額についても端数処理を行います。さらに税額控除等を行ったあとの税額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数金額を全額切捨てます。

◆法人税割における『従業員数』について

法人税割における従業員数とは、その法人等から俸給・給料・賃金・手当・賞与やその他これらの性質を有する給与の支払を受ける者の数です。

※法人税割の従業員数は均等割における従業員数と異なり、寮の等の従業員数は含まず、アルバイト等（パートタイマー・日雇い者を踏む）も従業員数に含みますが、均等割のような算出方法は認められていません。ただし以下のとおり、従業員数に著しい変動がある場合は、以下の算式により計算します。

- ・事業期間を通じて従業員数に著しい変動がある事務所の場合（端数切り上げ）
（事業期間中の各月の末日における従業員数のうち、最大が最小の 2 倍を超える場合適用）
市内の従業者数 = 事業期間中の各月の末日における従業者数の合計 ÷ 事業期間の月数

3. 法人市民税の申告と納付

法人市民税は、納税義務者である法人等が自ら税額を算出し、その内容について申告を行うとともに、その税額を納付する「申告納税」という制度となっています。

◆おもな申告の種類と納付期限

(1) 確定申告

確定申告にかかる均等割と法人税割の合計額。

ただし、当該事業年度において中間申告(予定申告)によりすでに納めた税額がある場合は、その税額を差し引いた額

- ・申告納付期限：事業年度終了の日の翌日から原則として2ヶ月以内
(例：1月1日～12月31日の事業年度の法人の場合、2月末日が期限)
※国税の法人において申告期限の延長を受けている場合、法人市民税においても申告納付期限の延長が適用されます。

(2) 予定申告

均等割額(6ヶ月分)と前事業年度の法人税割額から算定した法人税割額※の合計額。

※予定申告で納める法人税割額の計算式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{前事業年度の} \\ \text{法人税割額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 6 \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{前事業年度の月数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{予定申告で納める法人税割額} \\ \hline \end{array}$$

- ・申告納付期限：事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内
(例：1月1日～12月31日の事業年度の法人の場合、8月末日が期限)

(3) 仮決算による中間申告

均等割額と事業年度の開始の日以後、6ヶ月の期間を1事業年度とみなして仮決算し計算した法人税を課税標準とした法人税割額

- ・申告納付期限：事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内(予定申告と同じ)

【参考】 予定申告の必要がないとき

予定申告と仮決算による中間申告は、どちらかの方法を選択することができます。また、以下の算式において求めた金額が10万円以上の場合は、法人市民税について中間申告(予定申告)をする必要があります。(10万円未満の場合不要)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{前事業年度の} \\ \text{確定法人税額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 6 \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{前事業年度の月数} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline 10\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

※確定法人税額とは、特別控除等の控除後の法人税額です。

4. 設立と異動

次のような場合は、市役所に届出が必要です。

◆新規設立(設置)の場合

鳥栖市内に法人を新規設立、または事業所等を設置した場合には、
「法人市民税に係る設立・設置届」および添付書類を提出してください。

添付書類：定款の写し

登記事項証明書(履歴事項証明書)の写し

◆異動の場合

鳥栖市内に事業所等のある法人で、事業年度、名称、所在地、代表者、資本金等の額の変更、
または法人の解散、休業、事業所の閉鎖、移転等があったときは、

『法人市民税に係る異動届』および添付書類を提出してください。

添付書類：異動内容の分かる資料（登記事項証明書など）

5. eLTAX(エルタックス)による電子申告・届出について

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。鳥栖市における法人市民税のお手続きの約8割はこのeLTAXを利用したものになります。ぜひご活用ください。

◆eLTAX(エルタックス)で利用可能なおもな手続き

(1) 申告

・確定申告 ・予定申告 ・中間申告 ・修正確定申告

(2) 申請・届出

・新規設立・設置届出 ・各種異動届 ・更正の請求

(3) 共通納税

・電子申告に係る納付 ・見込納付、みなし納付 ・更正・決定に係る納付

◆eLTAX(エルタックス)の利用開始について

eLTAX（エルタックス）の利用を開始するためには、eLTAX ホームページより利用届出(新規)を提出する必要があります。

※eLTAX（エルタックス）についてご不明な点はeLTAX ヘルプデスクまでご連絡をお願いします。

TEL：0570-081459（土日祝日を除く、平日9：00～17：00）

6. 法人市民税 Q&A

事務所、事業所の要件とは？

Q1. 法人市民税における「事務所、事業所」の要件を教えてください。

A1.

事務所等の要件として「人的設備」「物的設備」「継続性」の三要件があります。

◆人的設備

- ・人的設備とは正規従業員だけでなく、法人の役員、アルバイト、パートタイマーなども含みます。

◆物的設備

- ・事務所等は、自己所有であるか賃貸であるかを問いません。
- ・物的設備とは、事業に必要な土地、建物、機械設備など、事業を行うのに必要な設備を設けているものです。

◆継続性

- ・事務所等において行われる事業は、事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われると考えられるものは、事務所等とみなします。
- ・原則として2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供される現場事務所、仮小屋などは事務所等に該当しません。

学校のバザーは課税対象(収益事業)扱いですか？

Q2. 法人課税の対象となる「収益事業」とは何ですか？

PTAが行うバザーは収益事業として申告が必要ですか？

A2.

法人税法上、収益事業とは以下の事業を指します。(特定の場合を除く)

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鋳業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊戯所業、遊覧所業、医療保険業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業
(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条1項)

なお、『学校法人等が行うバザーで年1、2回開催される程度のものは、物品販売業に該当しないものとする(法人税基本通達15-1-10)』とされています。

認可地縁団体や NPO 法人は課税されるの？

Q3. ○○町区のような認可地縁団体や公益社団法人、NPO 法人などは法人市民税が課税されますか？

A3.

法人税法上の公益法人であっても、法人税法で定める収益事業(Q2 参照)を行っている場合は均等割および法人税割の申告納付義務があります。

収益事業を行わない場合においても、地方税法上は均等割の申告納付義務がありますが、市税条例において減免の対象としています。減免を受けようとする場合は、申告納付期限までに減免の申請が必要です。鳥栖市税務課にご相談ください。

個人事業主は法人市民税を支払う必要があるの？

Q4. 会社を辞めて個人事業を開業します。市になにか申請は必要ですか？

A4.

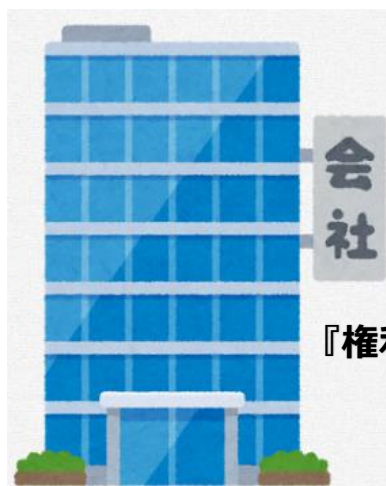
個人事業主として開業する場合、**会社に勤務されていたときと変わらず『個人』として取り扱います。市役所において開業（閉業）にかかるお手続きは不要です。この場合は、税務署に対して開業届（閉業届）を提出してください。**

『個人』である限り、市に対して開業届は必要ありませんが、今後事業を行う上で、個人事業主から株式会社○○というように『法人化』した場合は市役所に「**法人市民税に係る設立・設置届**」を提出してください。

なお、個人事業主として従業員を雇用し、その従業員に支払う給与から従業員の住民税を天引き（特別徴収）する場合は、市役所に『特別徴収への切替申請書』を提出してください。



個人



法人

会社
法人とは、法律により『**権利・義務の主体**』となることを認められた**団体**のこと

赤字の場合、法人市民税は支払う必要はあるの？

Q5. 今事業年度の決算は赤字でした。法人税は0円でしたが、
法人市民税は申告する必要がありますか？

A5.

法人市民税は、赤字でも申告が必要です。赤字の場合、法人税割は課税されませんが、均等割の申告納付が必要です。

法人市民税の均等割の目的は？

Q6. なぜ赤字でも法人市民税均等割を納める必要があるのですか？

A6.

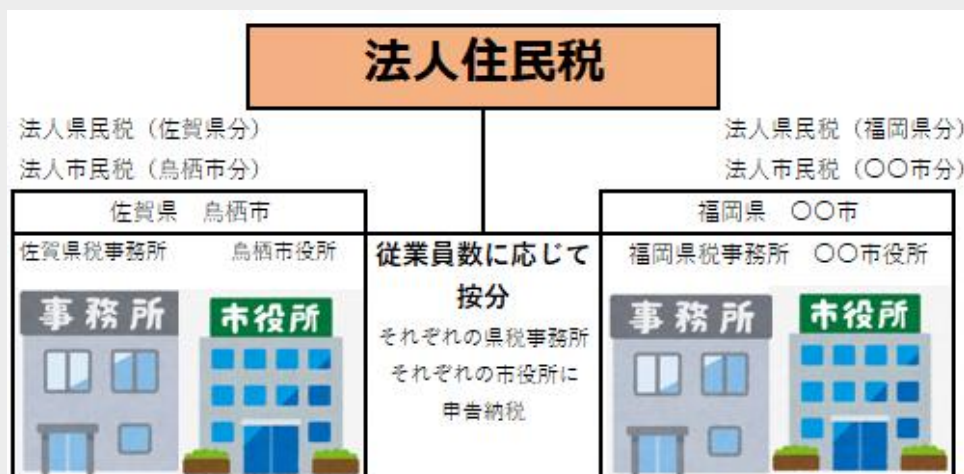
均等割は地方団体内に事務所等を有する法人と地方団体が行う行政サービスとの応益関係に着目して、行政サービス（道路、消防、ごみ処理など）に要する地方団体の経費の一部を求めるものであるため、国税である法人税にはありません。

法人県民税と法人市民税の違いは？

Q7. 先日、県税事務所で法人の申告をしました。市役所に申告は不要ですか？

A7.

市役所（法人市民税：市税）についても申告納付をする必要があります。市民税と県民税を併せて賦課徴収される個人市・県民税と異なり、法人市民税・県民税は、それぞれについて法人が計算し、事務所等がある市町村の役所および都道府県の税事務所のそれぞれに申告納付をする必要があります。



法人が納める税金にはどのようなものがあるの？

Q8. 法人が支払う税金にはどのようなものがありますか？

A8. 市役所にて取り扱う税金（市税）は以下のとおりです。

税金名	備考	納付時期 等
法人市民税	事務所等があった月数・資本金等・市内従業員数・国税の法人税額に応じて申告・納税	決算後 2 ヶ月以内 (法人税の期限延長に伴う延長措置有)
固定資産税	法人名義で固定資産等を所有している場合に課税されます	毎年 4 月頃 納税通知が届きます (3年に1度、評価見直しにより5月に通知)
軽自動車税	法人名義で軽自動車等を所有している場合に課税されます	毎年 5 月頃 納税通知が届きます
市・県民税 (特別徴収) ※従業員の税金	従業員の住民税を給与から天引きし、従業員の代わりに納税	毎年 5 月頃 通知が届きます (徴収額が変動した場合、その都度届きます) 天引きした月の翌月 10 日までに納税

法人にかかるおもな税金について、以下のものは関係各所にお問い合わせください。

県税(佐賀県税事務所:佐賀市白山2丁目6番地33号 永池本店ビル1F:TEL0952-30-3161)

税金名	備考	納付時期 等
法人県民税	資本金等・県内従業員数・国税の法人税額に応じて課税	決算後 2 ヶ月以内 (法人税の期限延長に伴う延長措置有)
法人事業税	県内で事業を行っている法人に課税	決算後 2 ヶ月以内 (延長措置有)
自動車税	法人名義で普通自動車等を所有している場合に課税	毎年 5 月頃 納税通知が届きます

※自動車税については佐賀県税事務所 自動車税課 (佐賀市若楠2丁目7-5:TEL0952-30-1511)

国税(鳥栖税務署:鳥栖市秋葉町3丁目12の2:TEL0952-82-2185)

税金名	備考	納付時期 等
法人税	法人の課税所得に応じて課税	決算後 2 ヶ月以内 (決算に伴う延長措置有)
消費税	事業にかかる消費税について申告	法人税と同じ
源泉所得税 ※従業員等の税金	法人が支払う給与や報酬額から計算・天引きし、代わりに納税	天引きした月の翌月 10 日までに納税